

議員提出議案第8号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月20日

福祉生活病院常任委員会

委員長 伊藤保

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎、とくにB型・C型肝炎患者・感染者は、全国で300万人以上と推定されている。その原因として、輸血、血液製剤の投与、集団予防接種による感染などがあると言われているが、慢性肝炎を放置すると肝硬変、肝がんといった重篤な病気に進行するおそれがある。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、肝硬変、肝がんへの治療は対象とはなっていない。このため、就労困難な状態にある肝硬変・肝がん患者の多くは、高額の医療費を負担せざるを得ない深刻な状況にある。

また、現在の身体障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に即した基準となっていないため、支援が必要な病態にある患者が認定を受けることが出来ない場合があり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済することを国の責任と定めているが、必要な予算措置や制度の整備がなされなければ、患者の救済は進まない。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国におかれでは、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ウィルス性肝炎が原因である全ての肝硬変・肝がん患者の治療にかかる医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害にかかる身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆參內財厚
議議閣務生
院院總務勞
議議理大勵
長長臣臣大
樣